

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第12回）（最終報告書たたき台）提出資料（2023.10.18 北海道）

○ 転籍に関する道内の声（道が監理団体等へ独自に実施した調査、ヒアリング等）

- 1 技能実習3号・特定技能1号への移行にあたっては、賃金や生活環境等を理由とした道外への転出が多い。
- 2 これまでの有識者会議での議論が特定技能制度への統合という形で報じられたことや転籍の要件の緩和といったことなどから、都市部への転籍のさらなる増加への懸念など、地方での人材確保への不安の声が高まっている。
- 3 現場での指示などを理解してもらうためにも、日本語能力を高めることが必要。

○ 最終報告書たたき台に対する道の考え方

外国人材の安定的な確保

- 1 外国人材については、質と併せて量も確保することが必要。新制度に移行した際の外国人労働者（新制度外国人・特定技能外国人）はどのようなイメージなのか。特定技能への移行の際に日本語能力試験を要件としたことにより、新たに日本語試験を課して3年しか働けなくなるといったような誤った情報として送出国に伝われば、人材を確保したい我が国にとって不利益となりかねないため、日本に来て欲しいという情報発信をしっかりと行うべきではないか。
- 2 新制度では、日本語試験合格が要件とされたため、これまでの技能実習ルートに相当する技能実習3号や特定技能1号移行による技能実習生での在留がなくなることとなり、地方における外国人材の確保が従前より困難となることが懸念される。このため、現行案では、同一受入れ企業での就労を継続する場合、日本語試験等で不合格となった者には、再受験のための在留継続期間が最長1年とされているものを2年に延長できないか。
- 3 新制度から特定技能へ移行する際には、新たな要件として日本語能力試験合格などが加えられるが、地方の場合特に、日本語試験の受験地や回数が限られ、また、受験費用や交通費などの費用負担を必要とすることから、地方での試験会場の確保やオンライン試験の実施など、地方でも受験可能な環境整備や学習費用や受験費用等の軽減策が必要ではないか。
- 4 特定技能移行の際に、日本語能力試験とあわせて相当講習を当分の間認めることとされているが、技能実習生の実情や受講機会は地域によってさまざまであり、また、準備にも時間を要すると考えられることから、全国一律で導入するのではなく、地域の意見を聞いた上で、段階的に導入してはどうか。